

# 聖隷学園 不審者対応マニュアル

聖隷学園

2018年1月19日制定

【本マニュアルは防犯訓練後等、  
随時改善する。】

## **重要**

### 《本マニュアルの目的》

聖隷学園キャンパス（こども園除く）は近隣施設の利用者、高齢者、障害者の方々が自由に行き来できるよう常に開放されています。本マニュアルは、その方々を注視したり、退去を求めるものでなく、悪意を持って本学園を訪れ学生・生徒・園児・教職員等に危害を加えようとする不審者からの犯罪被害防止を目的とするものです。

危機管理規程第7条に定める責任者は、本マニュアルのみにとらわれず、現場の状況に即して臨機応変な対応をお願いします。

### 【聖隷学園不審者対応マニュアル全体像】

#### 【①初めの対応】

|                |      |
|----------------|------|
| チェック1「不審者かどうか」 | P1   |
| 対応1「退去を求める」    | P1～2 |

#### 【②緊急事態発生時の対応】

|                     |      |
|---------------------|------|
| チェック2「危害を加える恐れはないか」 | P2   |
| 対応2「隔離・通報する」        | P3   |
| 対応3「学生・生徒・園児の安全を守る」 | P4～5 |
| チェック3「負傷者がいるか」      | P5   |
| 対応4「応急手当などをする」      | P6～7 |

#### 【③事後の対応】

|                  |    |
|------------------|----|
| 対応5「事後の対応や措置をする」 | P8 |
|------------------|----|



## 原則：複数対応

### 【①初めの対応】

#### チェック 1 不審者かどうか

(1) 受付を無視したり、不審な言動をしていないかチェックする。

- ・ 普段見る人物・光景と異なる。
- ・ 悪意を感じる。
- ・ 凶器や不審な物は持っていないか
- ・ 不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。
- ・ 順路を外れていたたり、不自然な場所に立ち入っていないか



(2) 声をかけて、用件を尋ねる。

- ・ 用件が答えられるか。また、正当なものか。
- ・ 保護者なら、子どもの学年・組・氏名などが答えられるか。
- ・ 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか

凶器を持ち暴力行為を働いた場合や働く恐れがある場合には、迅速に対応2、3に移ります。 2から始まる場合があります。

(3) 用件が明らかで正当な場合は、用件先へ案内する。

#### 対応 1 退去を求める

(1) チェック 1により、正当な理由のない方には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。素直に応じた場合でも、再び侵入する恐れがないか見届ける必要があります。また退去しない場合、再び侵入しそうになった場合には、速やかに、持ち物や暴力的な言動の有無を確かめるなど次のチェック 2に移ります。

(2) できる限り複数人で対応する。

- ・ 不審者に知られないようなサインや、風景、動植物などを適宜印刷した「ヘルプカード」などで知らせる。カードが届いたときには緊急事態発生と理解し、現場に急行できるように予め共通理解しておく。

(3) 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。

- ・相手に対応するときは、身を守るために1～1.5メートル離れる。



(4) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。  
特徴を覚える。

(5) 再度侵入したり、学校周辺に居つづける可能性があるため、しばらくの間、対応した教職員は、その場に残って様子を見る。

(6) 警察や法人事務局に報告する。 学区内のパトロールの強化と、必要に応じて近隣施設へも情報提供する。

## 【②緊急事態発生時の対応】

### チェック 2 危害を加える恐れはないか

(1) 退去を求めても応じない場合には、他者に危害を加える恐れがないかどうか速やかに判断します。

- ・凶器や不自然な持ち物を持っているか、またその恐れがあるか。
- ・暴力的な言動や、暴力を行使しようとしているかどうか。
- ・制止を聞かず、興奮状態であるかどうか。
- ・言動が不自然であったり、要領を得ないことを言っているか。

(2) 凶器を所持していたら、直ちに「110番」通報する。



(3) 不審者が興奮しないように、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。

(4) 凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。

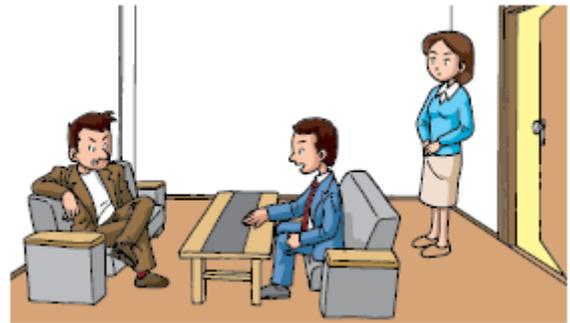
↓ここから始まる場合があります。

## 対応2 隔離・通報する 組織的対応1

他者に危害が及ぶ恐れがあるという事態では、大切な学生・生徒・園児の生命や安全、さらには対応する教職員自身の安全を守るため極めて迅速に対応することが必要です。まず丁寧かつ冷静に対応し、相手の心を落ち着かせるよう努力します。

### (1) 別室に案内し、隔離する。

- ・凶器を持っていない場合は、応接室など予め決めておいた場所に案内し、隔離する。
- ・不審者を先に奥へ案内し、対応者は身を守るために後から入口近くに位置し、直ぐに避難できるように入口の扉は開けておく。
- ・他の教職員への支援や警察への通報が必要な時のサインを決めておく。



### (2) 暴力行為抑止と退去の説得をする。

- ・複数の教職員で対応する。
- ・言動に注意し、間合いをとりながら説得する。

### (3) 「110番」通報するとともに、教職員に緊急連絡する。

- ・110番通報の要領  
「△△(学校名)です。男(女)が侵入して暴れています。子どもがけがをしました。直ぐに来てください。」その後は質問に答える形で・通報者氏名、場所(校外の場合)、電話番号などを落ち着いて知らせる。また「119番」通報も忘れずにする。
- ・教職員緊急連絡の要領(予め決めておいた文例を用いてパニックに陥らないよう工夫して、校内放送等で知らせる。)  
「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。」

### (4) 法人事務局に緊急連絡し、支援を要請する。

## 対応3 学生・生徒・園児の安全を守る 組織的対応2

隔離できず抑止できない場合には、身近にある用具などを用いて適当な距離をおき、複数の教職員がまわりを取り囲むなどして移動を阻止します。また、全校に周知して、必要な場合は避難誘導するなど、被害拡大を防ぎます。警察により不審者が確保されるまでの間、学生・生徒・園児の安全を守ります。

(1) 「不審者侵入」と大きな声を出し、応援を求める。

(2) 防御(暴力の抑止と被害の防止)する。

- ・学生・生徒・園児から注意をそらせ、不審者を近づけないようにすることで、被害(の拡大)を防止しながら、警察の到着を待つことが防御の目的です。

(3) 移動を阻止する。

- ・不審者との距離をとり、移動を阻止する。
  - ・防御に利用できる物の例



(4) 学生・生徒・園児を掌握し、安全を守る。

- ・授業中は、授業担当者が掌握し、安全を守る。
- ・授業以外の場合は、予め分担した担当場所で掌握し安全を守る。
- ・教職員又は全校に緊急連絡する。
- ・校内外の巡視をする。

(5) 避難の誘導をする。

- ・教室等への侵入などの緊急性が低い場合や移動することにより、不審者と遭遇する恐れがある場合は、教室等で待機させる。(ただし、すぐに避難できるような体制を整えておく。)
- ・教室等への侵入の恐れがある場合には、学生・生徒・園児と不審者の間に教職員が入り、両者を引き離し、大人の居る場所に避難させる。
- ・避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも避難できるよう訓練しておく。

### **チェック 3 負傷者がいるか**

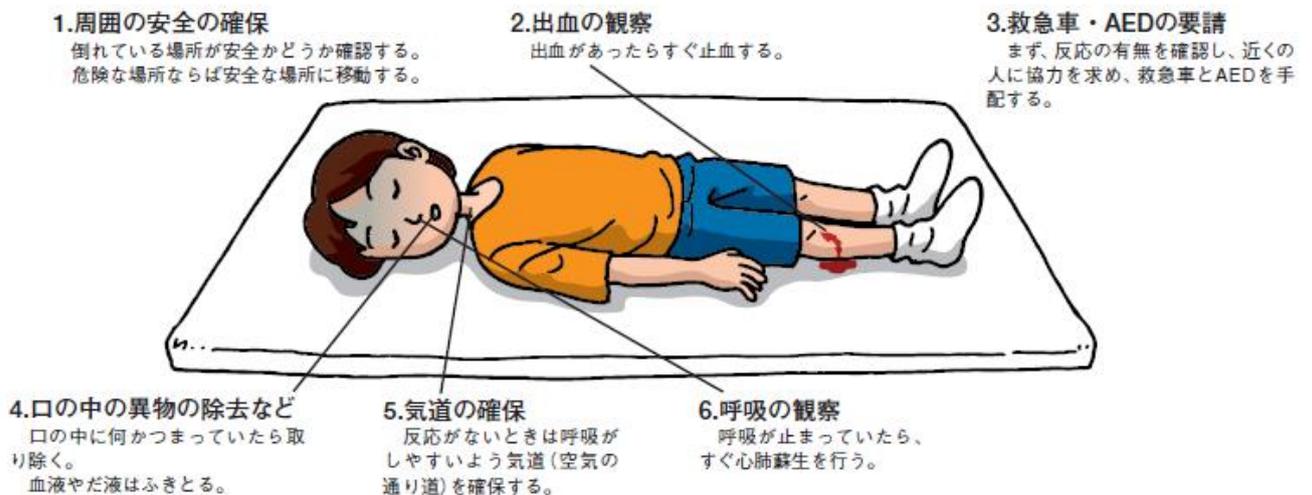
不審者が暴力行為を働いた場合は、学生・生徒・園児や教職員が負傷することが考えられます。それは必ずしも授業中だけでなく、休憩時間や放課後などを含めた活動・時間帯に発生する恐れがあり、それぞれの場合に応じて、負傷者の有無などの情報を収集できる体制を整えておく必要があります。

- (1) 負傷者がいるかどうか把握する。安否の情報を収集する。
  - ・授業中は授業担当者が把握して報告する。
  - ・放課後等、状況把握が困難な場合、あらかじめ決められたそれぞれの担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
  - ・学校周辺の店や民家などに避難している者がいないか、けがをしていないか調べる。
  - ・担当者は校舎内外、学校周辺を回って情報収集する。
  - ・全員を集合させ、けがをしていないか把握する。
- (2) 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当ての実施や救急車の要請など対応 4 に移ります。

## 対応4 応急手当などをする 組織的対応3

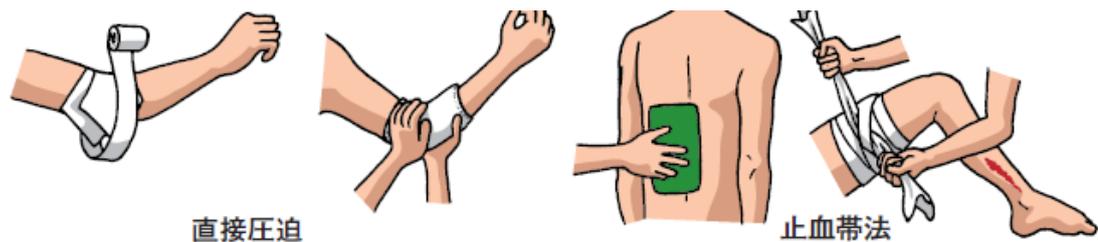
学生・生徒・園児や教職員に負傷者が出た場合には、迅速に「119番」通報し、救急車を要請する必要があります。それと同時に、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。  
また、

### (1) 負傷者がいたら、まず容態を観察し、同時に応援を依頼する。



### (2) 応急手当に着手するとともに、他の者に依頼し「119番」通報する。

### (3) 大出血している場合は、心肺蘇生を行う前に、圧迫したり、負傷部位より心臓に近いところを縛ったりして止血する。



### (4) 反応がなく、正常な呼吸をしていない場合は、以下のとおり、心肺蘇生を実施する。

### (1) 反応を確認する

もし、呼びかけに対し、反応（開眼、応答など）がなければ、大きな声で「だれか来て！」と救助を求め、「119番」通報とAEDの手配を依頼する。誰も来ない場合は、心肺蘇生を始めるよりも、まず「119番」通報とAEDの手配を優先する。（負傷者が1～8歳未満の場合は、心肺蘇生（5）を2分間実施してから、通報等を行う。）



### (2) 気道を確認する

負傷者を仰向けに寝かせ、負傷者の顔を横から見る位置に座る。片手で負傷者の額を押しさえながら、もう一方の手の指先を負傷者のあごの先端に当て、持ち上げる。

頭部後屈あご先挙上法



### (3) 呼吸を観察する

負傷者の気道を確認したら、その姿勢を維持したまま、傷病者の胸の動きを見る。この時、姿勢を低くして、顔を負傷者の口元に近づけると胸の動きも見やすくなるし、頬で息を感じ、耳で息の音を聞くこともできる。こうして、正常な呼吸があるかどうかを、「見て、聴いて、感じて」調べる。5～10秒間観察してみて、負傷者の胸の動きが見られず、息を聴くことも感じることもできなければ、負傷者は正常な呼吸をしていない。約10秒間観察しても呼吸の状態がよく分からない場合は、正常な呼吸はないものと判断する。

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」（しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと）と呼ばれる呼吸が見られる場合もあるが、これも正常な呼吸ではない。呼吸をしていない、あるいは、死戦期呼吸があるなど正常な呼吸をしていない場合には、「心肺停止」と判断し、心肺蘇生を開始する。



### (4) 人工呼吸（口対口）を2回行う

胸が上がるのが見て分かる程度の量の息を約1秒間かけて2回吹き込む。

- ①息を2回吹き込む
- ②吹き込んだ息が自然に出るのを待つ



### (5) 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせ（心肺蘇生）を続ける

（4）による2回の人工呼吸が終わったら、胸骨圧迫を30回連続で、1分間に100回のテンポで行う。（胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせを救急隊等が到着するまで絶え間なく行う。）

○胸骨圧迫 人工呼吸  
30 : 2  
胸の真ん中を両手で圧迫する



○胸骨圧迫の深度は4～5cm程度  
（負傷者が1～8歳未満の場合は、胸の厚みの1/3）

### (5) 心のケアに着手する。

学生・生徒・園児全体の心を落ち着かせるとともに、被害を受けたり、目撃したりして強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる場合心のケアに着手します。

## 対応 5 事後の対応や措置をする。 組織的対応 4

不審者の暴力行為等により、学生・生徒・児童や教職員が死傷する事態となった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、必要に応じて監督官庁への報告書の作成や、災害保険金の請求などが必要となります。

こうした事後の対応や措置を組織的かつ円滑に実施するために、事態発生時には速やかに以下の活動を開始する。

- (1) 必要に応じて、危機対策本部（危機管理規程第 8 条）の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。
- (2) 情報を収集し、事件・事故の概要等について把握・整理し、提供する。
  - (1) 情報の混乱を避けるため、窓口を一本化する
  - (2) 事件・事故の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを整理しておく
- (3) できるだけ速やかに保護者等に連絡や説明を行う。
  - (1) 被害にあった子どもの保護者には、できるだけ速やかに連絡し、学校又は病院等に急行してもらう。
  - (2) 報道機関等へは、情報を整理し、適宜提供する。
  - (3) 事件・事故の深刻さ等を勘案し、保護者説明会等の開催やホームページなどで広報を行う。
- (4) 事件・事故後の連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保しておく。（電話による問い合わせが殺到することを想定してメールなどを活用する。）
- (5) 事件後、安全が確保された場合でも、学生・生徒・園児が不安や恐怖心を抱いているときは、巡回を強化するなど配慮する。
- (6) 教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策を実施する。
- (7) 必要に応じて監督官庁への報告書を作成する。
- (8) 災害保険金等の請求をする。